

第1回植物防疫検討会 議事概要

日時： 令和4年8月 31 日(水)10:00～12:10

場所： 農林水産省消費・安全局第1会議室

出席者：【委員】有江委員(座長)、天野委員、加藤委員、君島委員、眞岡委員

【専門委員】白戸専門委員、長坂専門委員

【事務局(農林水産省)】消費・安全局 森局長、佐藤参事官

植物防疫課 尾室課長、羽石防疫対策室長、二階堂課長補佐、

岡田課長補佐、井上担当官

【一般傍聴(Web)】 約 30 名

議題： (1)検疫指定物品を定めること等について(植物防疫法施行規則の改正)

(2)指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針案について

委員の互選により、有江委員が座長に選任された。

農林水産省消費・安全局森局長から冒頭あいさつの後、事務局より植物防疫法改正の概要及び植物防疫検討会の設置の経緯、運営等について説明。その後、議事1及び2について、資料に沿って説明。

各専門委員及び委員からの発言要旨は以下のとおり。

両議題について、各専門委員及び委員からの発言を踏まえ、必要な修正を行うこととし、具体的な修正については、座長に一任された。

【議題1 検疫指定物品を定めること等について(植物防疫法施行規則の改正)】

(白戸専門委員)

- 国内において流通している中古農業機械は、国内で使用されていたものが流通しているケースが多いが、一部は輸入されたものもあると考える。一方、輸入する地域は、大規模農家や畜産農家がいるような北海道などに限られると考える。検疫に時間がかかったり、土がついていた場合には除去等に時間やコストがかかると思うが、今般の法改正の趣旨を踏まえれば、ユーザーからの理解を得られるのではないかと考える。

(有江座長)

- 中古農業機械が輸入検査の対象となれば、植物防疫官の業務が増えることになると思うので、検査体制の強化などについても配慮頂きたい。
- ほ場間の移動や農家同士の機械の貸し借りもあるため難しいところもあると思うが、国内流通における規制についても検討を行ってほしい。

(事務局)

- 検査に係る人員の増加や適切な配置などについて検討していきたい。

- 規制対象への物品の追加は、法改正により水際措置のみならず国内の移動規制についても措置された。状況をよく見ながら、必要に応じて検討することとしたい。

(加藤委員)

- 中古農業機械の輸入実態は把握できていないということだが、検疫指定物品に定められ輸入検疫の対象とすることで、実態が分かってくると思うので、今後の対策に反映してほしい。
- 資料2の3ページ(ISPM41(付録2))において、中古農業機械は最もリスクが高い物品に分類されているために今回、検疫指定物品への追加の議論をしていると思うが、今後の検討の中で他の物品もリスクが高いと判断された場合は、追加していくことを検討してほしい。

(事務局)

- 中古農業機械が検疫指定物品となれば、植物検疫の統計が取られるので、そこで実態を把握していきたい。
- 中古農業機械以外の物品の追加については、科学的知見に基づいたリスク評価の結果等を踏まえ検討していきたい。

(君島委員)

- 資料2の3ページ(ISPM41(付録2))は、IPPCのメンバーがリスクのあるものを整理して作成したと思うが、中古農業機械以外の物品についても検疫指定物品に追加することを検討してほしい。
- 改正植物防疫法第18条において緊急防除について定められているが、緊急防除における国内での移動制限の対象と水際での措置の対象に大きな差が生じないようにしてほしい。

(事務局)

- 中古農業機械以外の物品の追加については、科学的知見に基づいたリスク評価の結果等を踏まえ検討していきたい。
- 規制対象への物品の追加は、法改正により水際措置のみならず国内の移動規制についても措置された。状況をよく見ながら、必要に応じて検討することとしたい。

(眞岡委員)

- 資料2の6ページの要件 B について、「収穫物」とあるが、中耕除草機や草刈機など、収穫物以外のほ場内の植物にも病害虫の付着リスクがあると思うので、「収穫物に接触するもの」と範囲を狭めない方がよいと考える。

(事務局)

- 本日の資料では収穫物と表現しているが、パブコメ中の省令案ではご懸念の点について問題のないものとなっていると考えている。今後は誤解のないよう努めたい。

【議題2 指定有害動植物の総合的防除を推進するための基本的な指針案について】

(長坂専門委員)

- 予防に重点を置いた総合防除を推進することに関して賛成である。病害虫が発生しないように栽培環境を整えるなど予防措置を行い、農薬の使用を減らす方針は良いと思うが、農家の方に総合防除を浸透させるためには、取組むことによるメリットを実体験することも含めて国や都道府県から示していく必要があると考える。そのための予算を確保してほしい。
- 特定の病害虫に対して農薬を削減するというような考え方で総合防除を検討すると、他の病害虫が問題となったりもする。このため、初めから様々な病害虫を想定し、それらが発生しにくいような総合防除の体系を検討することが必要と考える。これは有機農業を実践する場合にも重要である。

(事務局)

- 防除効果や経済面でのメリットを明らかにできるよう、総合防除の産地実証に対する予算支援を行っている。また、当該産地実証においては、現地の防除体系の中で実証し、実証の成果は防除暦や栽培暦の形で地域に合った防除体系としてまとめていただく。
- 総合防除の技術研修に関しても、都道府県等で活用できる予算を要求している。

(天野委員)

- 総合防除基本指針案を拝見するに、国の立場として現状と課題を整理されていると思うが、都道府県の病害虫防除所等における現場の現状と課題への対応もお願いしたい。

(事務局)

- 都道府県の課題は、人員の減少、発生予察に必要な技術の継承等が課題と承知している。そのため、発生予察の省力化に資する機器整備のための予算要求、植物防疫事業交付金の増額要求等を行っているほか、人材育成にも努めてまいりたい。

(君島委員)

- 勧告、命令については、耕作放棄地や後継者不足で廃園になっている果樹園等が想定されると思うので、それらをどう取り扱うかも含めて都道府県と調整してほしい。

(事務局)

- 遵守事項については、指定有害動植物のまん延防止に係る課題解決のツールとして活用いただきたい。ただし、遵守事項はあくまでも農業者に対する措置であり、耕作放棄地については農地法による対応が可能となっている。

(有江座長)

- 総合防除の推進に際し、体制強化や人材育成はキーワードと思っていたので、しっかりと対応してほしい。

(加藤委員)

- 総合防除の推進により、農業者や農業団体など生産現場へ負担が集中することがないように、都道府県や市町村における体制整備や人材確保・育成等にも力をいれていただきたい。

(事務局)

- 総合防除を推進すべく、指導者の育成を支援するための予算を確保している。また、都道府

県が広域に連携して、総合防除に資する防除体系を確立するための取組を支援している。

（眞岡委員）

- 有機農業者への配慮は重要と考える。都道府県で総合防除計画を策定する際に、有機農業者であっても農業生産に取り組むことができるよう、複数の選択肢を用意して示すことが重要である。

（事務局）

- 御意見のとおり、都道府県が総合防除計画を策定する際に複数の選択肢を示していただけるように、総合防除基本指針の別紙1に指定有害動植物の総合防除で取り得る措置をまとめた。

（井村委員（書面によるコメント））

- 総合防除が地域の農業者に十分に理解されるよう、啓発活動を行うべき。
- 遵守事項に基づく指導や助言等に際し、農業者に対し十分な説明や理解を得る努力を行う責務を明記すべき。
- 異常発生時の基準を明確に定めるべき。また、異常発生時防除を行う区域や期間等を定める際には関係者の意見が取り入れられる仕組みを設けるべき。さらに、異常発生時防除の実施に当たっては費用対効果等を考慮するとともに、実施後は効果測定を行い情報開示すべき。
- 有機農業者に対し強制的な防除を指示する場合には、十分な説明や運用面での配慮を行うべき。

（事務局）

- 総合防除の考え方は、様々な機会を活用して周知等に努めてまいりたい。総合防除の必要性や、遵守事項に係る指導や助言等について、国の役割として農業者の理解促進に努める旨の追記を検討したい。
- 異常発生時については、一律の定量的な基準を設定することが困難であることから、定性的な基準案としている。
- 総合防除計画には、異常発生時防除の内容等を定めることとされている。本計画の策定に当たっては、法律において、都道府県の中で地域の農業者等の意見を聴く仕組みを設けており、異常発生時防除の実施に当たっては、本計画に即して区域や期間等を定めることとされている。
- 異常発生時防除の実施に当たっては、その都度、指定有害動植物の発生状況や、気象、農作物の栽培及び生育状況等に係る情報を基に、費用対効果や経済性等も含め学識経験者に意見を諮り、異常発生時に該当するかどうか判断することとする。
- 有機農業者への配慮については、総合防除基本指針案において、複数箇所では有機農業者への配慮をすべきということを記載している。

以上